

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表(中小企業等向け)＞

所掌	事業の名称	補助金・助給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ			
						R6年			R7年						R7年							
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
生産性革命推進事業	補給 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜複数社連携IT導入枠＞	補給	複数の中小企業・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。	・商工団体等(例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体(例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO)等 ・複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム	業務上つながりのある「サプライチェーン」や、特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みを支援。 本事業の補助対象経費は下記の通り経費区分ごとに3つに分類され、それぞれの導入経費あるいは必要経費が補助対象となる。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限り。 (1) 基礎導入経費 インボイス対応型にて、補助対象経費として定義されているITツール ①「会計・受発注・決済」の機能を保有するソフトウェアとそのオプション、役務 ②上記①の使用に資するハードウェア PC・タブレット・プリンター・スキャナー・複合機、POSレジ・モバイルPOSレジ・券売機 (2) 消費動向等分析経費 ・上記(1)基礎導入経費以外で補助事業で用いられるITツール ・異業種間の連携や地域における人流分析・商取引等の面的なデジタル化に資するソフトウェアとそのオプション、役務、ハードウェアが対象となる (3) その他経費 ①代表事業者が補助事業グループを取りまとめるために要する経費 ②外部専門家による導入・活用支援にかかる費用	R6.1/16~R6.10/15 (1次締切分)~R6.4/15 (2次締切分)~R6.6/19 (3次締切分)~R6.8/23 (4次・最終締切分)~R6.10/15	■補助率、補助額 ①インボイス対応型の対象経費と同様 ②上記①以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内 (①+②の補助上限額は3,000万円) ③事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は(①+②)×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方 ■補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター ナビダイヤルTEL:0570-666-376 IP電話TEL:050-3133-3272														
	補給 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>	補給	小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)以下に該当する事業を行うものではないこと ①同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業 ②本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業 ③事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの	(第15回)R6.1/16~R6.3/14 (第16回)R6.5/8~R6.5/27	■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4) ※インボイス特例の要件(公募要領P.12参照)を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502														
	補給 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>	補給				※申請受付締切: 予定は変更する場合があります。 第15回:R6.3/14 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則R6.3/7 第16回:R6.5/27 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則R6.5/20																
経済産業省	補給 New 中小企業等事業再構築促進事業	補給 New	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業・業種転換、事業再編、国内回帰、地域サプライチェーン維持・強化又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。 第13回公募では、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者の取組を引き続き重点的に支援していきます。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	■補助対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※1) ①事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②事業計画書を金融機関等(銀行、信金、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること。(※2) ③補助事業終了後3~5年で付加価値額を年平均成長率3.0%~4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値額を年平均成長率3.0%~4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。(※3) (※1)各事業類型毎に別途補助対象要件を設けていますので、公募要領の「4. 補助対象事業の要件」をご参照ください。 (※2)金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける必要がありますので、公募要領の「4. 補助対象事業の要件(2)【金融機関要件】」についてをご参照ください。 (※3)年平均成長率(CAGR)は複利計算をもとに算出してください。他の補助対象要件についても同様です。	(13次)R7.1/10~R7.3/26	(A)成長分野進出枠(通常類型) ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者や、国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援。 ■補助金額 中小企業者等、中堅企業等ともに100万円~6,000万円(7,000万円) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 ■補助率 中小企業者等 1/2(2/3)、中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援。 ■補助金額 中小企業者等100万円~8,000万円(1億円) 中堅企業等100万円~1億円(1.5億円) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 ■補助率 中小企業者等 1/2(2/3)、中堅企業等 1/3(1/2) ※()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (C)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援。 ■補助金額 中小企業者等、中堅企業等ともに100万円~1,500万円 ■補助率 中小企業者等 3/4(2/3)、中堅企業等 2/3(1/2) ※()内はコロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合 (D)卒業促進上乗せ措置 各事業類型(A)~(C)の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 ■補助金額 各事業類型の補助金額上限に準じる ■補助率 中小企業者等 1/2、中堅企業等 1/3 (E)中長期大規模買上げ促進上乗せ措置 各事業類型(A)~(B)の補助事業を通して、大規模な買上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。100万円~3,000万円 ■補助率 中小企業者等 1/2、中堅企業等 1/3	事業再構築補助金事務局 コールセンター <コールバック予約システム> <a href="https://iigyuu-saikouchiku.go.jp/callback.html">https://iigyuu-saikouchiku.go.jp/callback.html</a>														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金〈国・県 早見表(中小企業等向け)〉

所掌	事業の名称 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #90EE90; padding: 2px;">補</span> 補助金・助成金  <span style="background-color: #FFD700; padding: 2px;">給</span> 給付金  <span style="background-color: #FFA500; padding: 2px;">New</span> 新着情報                 </div>	事業の目的	対象者	要件・対象分野	募集期間(→)												給付・補助金額等	問合せ先				
					R6年			R7年						R7年								
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
厚生労働省	給	<a href="#">両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)</a> に「 <a href="#">新型コロナウイルス感染症対応特例</a> 」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。												労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)				
	補	<a href="#">産業雇用安定助成金</a>	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1) 新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2) 当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 併給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5~R5.10/31	【申請受付終了】	【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ) 出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ) 出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等													
	補	<a href="#">人材確保等支援助成金(テレワークコース)</a>	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主等に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。	R3.4/1~		【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% <生産性要件を満たす場合35%> ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

# 新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金<国・県 早見表(中小企業等向け)>

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

(令和7年1月14日現在)

所掌	事業の名称 <small>補</small> 補助金・助成金 <small>給</small> 給付金 <small>New</small> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R6年												R7年			給付・補助金額等	問合せ先					
					募集期間(→)												1	2	3							
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
呉市	<small>補</small> <a href="#">更新</a> <a href="#">中小企業等事業再構築促進事業への追加支援</a>	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	・国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 ・市税の滞納がない者 ・呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者																				<b>R2.7/16~R6.3/29 → R7.3/31</b>	<b>■補助額</b> (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。